

<論 説>

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態

—— 全羅北道地主制の事例分析 ——

浅 田 喬 二

目 次

はじめに

一 全羅北道地主制の一般的特徴

二 全羅北道地主制の郡別特質

三 全羅北道地主制進展の政治的・経済的要因

むすび

はじめに

本稿の課題は、1930年代における朝鮮地主制の存在形態の特徴を明らかにすることである。

植民地期朝鮮地主制⁽¹⁾は、日本人地主制と朝鮮人地主制との合体したものであり、この植民地地主制のなかで基軸的位置を占め、しかも、主動的役割を果たしたものは、ほかでもなく、日本人地主制であった。

日本人地主は、植民地朝鮮では民族的・階級的支配者であり、かれらは、まぎれもなく、帝国主義者（民族的支配者）地主（階級的支配者）であった⁽²⁾。こうした歴史的性格をもつ日本人地主と朝鮮人小作農との生産関係の総体が日本人地主制であった。これに対して朝鮮人地主制とは、朝鮮人地主と朝鮮人小作農との生産関係の総体であった。いいかえれば、日本人地主制は、異民族間の土地所有をめぐる生産関係の総体であるため、それは、必然的に民族

的・階級的な矛盾・対抗関係を内包するものであり、これに対して、朝鮮人地主制は、同一民族間の土地所有関係を基軸にした生産関係の総体であるため、階級的矛盾・対抗関係しか内包していなかった。このように、日本人地主制と朝鮮人地主制の合一体である朝鮮地主制は、植民地地主制であったがために、植民地支配者＝帝国主義者としての日本人による土地所有の動向が、朝鮮地主制の成立・確立・展開に対して決定的な影響力をもっていたのである⁽³⁾。

わが国におけるこれまでの朝鮮地主制に関する歴史的研究は、この地主制の形成・確立過程——「朝鮮土地調査事業」と1920年代の朝鮮地主制の形成過程——の検討に終始していた⁽⁴⁾。ために、1930年代の朝鮮地主制に関する本格的な研究は全くといってよい程行なわれていないのである。

そこで、本稿では、この1930年代における朝鮮地主制研究の空白をうめるための一助として、この時期における植民地地主制の存在形態の特徴を検討することにしたい。

ところで、1930年代における朝鮮地主制の存在形態を解明するに必要な地主資料の発掘は、それ程進んでいない。ために、朝鮮地主制の存在形態を全朝鮮的範囲で明らかにすることはできない。したがって、本稿では、全羅南道と並んで植民地地主制の牙城であった全羅北道を取り上げ、全羅北道地主制の1930年代における推転過程を具体的に検討することにしたい⁽⁵⁾。

この全羅北道地主制の事例分析に際しては、つぎの四つの論点に考察の力点を置く。第一は、全羅北道地主制の一般的特質＝全羅北道地主の地域的個性を解明すること。ここでは、全羅北道地主制が、朝鮮地主制全体のなかで、いかなる地域的個性をもつ存在であったか、を主として、全羅南道地主制との対比のなかから明らかにする。第二は、全羅北道地主制の平野山間部別・郡別個性を解明すること。ここでは、全羅北道地主制の郡別存在形態の特質を、耕地所有規模別・民族別（日本人・朝鮮人別）検討を通じて明らかにする。第三は、1930年代全羅北道地主制の推転過程の歴史的特質、いいかえれば、全羅北道地主制は、1930年代には後退・凋落過程にあったのか、それとも、

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

拡大・強化という進展過程にあったのか、を解明する。第四は、1930年代における全羅北道地主制の存在形態と推転過程の特徴を規定した政治的・経済的要因を明らかにする。

注

- (1) 以下では、植民地期朝鮮地主制を植民地地主制ないし朝鮮地主制と略称する。
- (2) 日本人地主を帝国主義者地主であるとする理論的根拠について、くわしくは、拙著『増補 日本帝国主義と旧植民地地主制』（1989年）、347～349頁参照。
- (3) この点について、くわしくは、同上書、350～352頁参照。
- (4) 「朝鮮土地調査事業」については、さしあたり、宮嶋博史「朝鮮『土地調査事業』研究序説」（『アジア経済』第19巻第9号、1978年9月）、田中慎一「土地調査事業史の一断面」（旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集(下)』、1979年）、参照。
河合和男は、「土地調査事業」によって植民地地主制が「創出」、「形成」され（『朝鮮における産米増殖計画』、38、154、172頁、1986年）、そして、この朝鮮地主制は、1920年代後半期に「確立」（同上書、154、186頁）した、と主張している。また、堀和生は、1920年代が植民地地主制の「形成過程」（『日本帝国主義の朝鮮における農業政策——1920年代植民地地主制の形成——』、30頁、『日本史研究』第171号、1976年11月）であった、と結論づけている。
- (5) 全羅北道地主制に關説した代表的な研究としては、山田龍雄「全羅北道に於ける農業経営の諸相」（『農業と経済』第8巻第8号、1941年8月）、久間健一『朝鮮農業経営地帯の研究』（1950年）、392～408頁、田中慎一「土地調査事業史の一断面」（前出）、松本武祝「朝鮮・全羅北道農業の構造変化——昭和恐慌期を中心に——」（『日本史研究』第298号、1987年6月）、などがある。また、全羅北道の代表的な日本人巨大地主であった石川県農業会社を検討したものとしては、拙稿「旧植民地（朝鮮）における日本人大地主の存在形態——石川県農業会社の事例分析——」（前掲拙著『増補 日本帝国主義と旧植民地地主制』、312～343頁）がある。

一 全羅北道地主制の一般的特徴

1930年代における全羅北道地主制の一般的特徴を検討する前に、まず、1930年代における朝鮮地主制の一般的動向をみておこう。

1920年代は、朝鮮地主制の形成・確立過程である、といわれているが、そ

第1表 朝鮮における耕地(田畑)小作地割合、水田小作地割合、小作農家割合および地主戸数割合の推移(1929~1939年)

(単位：%)

	耕地小作地割合	水田小作地割合	小作農家割合	地主戸数割合
1929年	55.1	66.0	45.6	3.8
1930	55.6	66.4	46.5	3.6
1931	56.2	67.1	48.4	3.6
1932	56.5	67.3	52.7	3.5
1933	56.3	67.5	52.0	3.1
1934	57.4	68.1	51.9	3.4
1935	57.3	67.8	51.9	3.6
1936	57.6	68.1	51.8	3.8
1937	57.6	68.0	51.7	3.8
1938	57.9	67.8	51.9	3.8
1939	58.0	67.9	52.4	3.7

1. 耕地小作地割合とは、田畑小作地面積の耕地総面積に対する割合であり、水田小作地割合とは、水田小作地面積の水田総面積に対する割合であり、小作農家割合とは、小作農家の農家総戸数(地主・火田民含む)に対する割合であり、そして、地主戸数割合とは、地主戸数の農家総戸数に対する割合である。

2. 朝鮮総督府農林局『朝鮮農地年報(第一輯)』(1940年)、109、120~121、139頁より作成。

れでは、この年代に後続する1930年代は、朝鮮地主制にとっていかなる時代だったのであろうか。以下では、いくつかの指標をとって、この時代における朝鮮地主制の一般的動向をみてみよう(第1表)。

耕地小作地割合は、1929~1939年間に一貫して増加しており、1929年の55.1%から1939年の58.0%に増大した。水田小作地割合は、1929~1936年間は増加傾向をとり(1929年の66.0%から1936年の68.1%に増加)、1937年以降は停滞傾向を示している。小作農家割合は、1936~1937年間に若干の減少を示すが、それ以外の年は一貫して増加傾向をとり、1929年の45.6%から1939年の52.4%に増大している。地主戸数割合は、1930年代前半期には減少傾向を示しているが、1930年代後半期には増大傾向に転じ、ほぼ3.8%台を維持している。

以上の諸指標の動向から結論的にいえることは、1930年代の朝鮮地主制は、

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

後退傾向ないし衰退傾向にあったとはいえず、進展傾向にあった、といえるであろう⁽¹⁾。

つぎに、全羅北道地主制の一般的特徴を検討することにした。

まず、全羅北道が朝鮮農業地帯のなかで、いかなる特色をもつ地帯であったか、から考察してみよう。

1930年代における朝鮮水田面積の朝鮮耕地総面積中に占める割合（水田率）は35%台であったが（第2表）、全羅北道の水田率は、1932年、1938年ともに、朝鮮最高の71%台であり、これは、全羅北道について水田率の高い忠清南道の66～67%を大きくひきはなしていた。全羅北道と並ぶ朝鮮の大地主地帯であった全羅南道（後述）の水田率が、50%台であったことを考えると、全羅北道の水田率が異常に高かったことは注目に値する。

全羅北道の米反当収量をみると（第3表）、朝鮮の水田地帯（京畿道、忠清

第2表 朝鮮における道別耕地面積、水田面積および水田率（1938年）

（単位：町，%）

	耕 地 面 積 (A)	水 田 面 積 (B)	水 田 率 (B/A)	1932年の 水 田 率
京 畿 道	395,480.8	213,964.5	54.1	52.8
忠 清 北 道	161,984.5	73,396.4	45.3	44.9
忠 清 南 道	252,506.3	169,162.3	67.0	66.1
全 羅 北 道	245,693.3	175,490.3	71.4	71.8
全 羅 南 道	430,842.1	216,987.2	50.4	50.6
慶 尚 北 道	387,319.5	201,372.5	52.0	50.7
慶 尚 南 道	277,112.2	182,295.3	65.8	63.2
黄 海 道	581,866.0	149,201.6	25.6	25.1
平 安 南 道	461,082.6	90,825.9	19.7	18.1
平 安 北 道	543,396.4	97,521.9	18.0	19.9
江 原 道	431,706.1	93,795.3	21.7	23.9
咸 鏡 南 道	547,480.7	66,185.6	12.1	12.2
咸 鏡 北 道	241,249.6	20,644.8	8.6	7.3
計	4,957,720.1	1,750,843.6	35.3	35.8

1. 全国経済調査機関連合会朝鮮支部編『朝鮮経済年報（昭和15年版）』（1940年）「附録二朝鮮重要経済統計」，6～7頁より作成。
2. 1932年の水田率は、東畑精一・大川一司『朝鮮米穀経済論』（1935年），41～42頁より。

第3表 朝鮮における道別米作付面積、収穫高および反当収量（1938年）

（単位：町，％，石）

	作付面積	収穫高	反当収量
京畿道	199,022.7 (12.0)	2,973,900	1.494
忠清北道	68,177.7 (4.1)	1,078,294	1.582
忠清南道	160,535.9 (9.7)	2,313,191	1.441
全羅北道	169,478.3 (10.2)	2,626,029	1.550
全羅南道	201,987.8 (12.2)	2,598,778	1.287
慶尚北道	185,904.3 (11.2)	2,842,483	1.529
慶尚南道	171,509.3 (10.3)	2,376,463	1.386
黄海道	145,536.0 (8.8)	1,969,990	1.354
平安南道	91,927.9 (5.5)	1,392,068	1.528
平安北道	95,701.8 (5.8)	1,616,405	1.689
江原道	85,450.3 (5.2)	1,293,945	1.514
咸鏡南道	66,257.4 (4.0)	1,860,933	1.299
咸鏡北道	18,371.7 (1.1)	196,395	1.069
計	1,659,861.1 (100.0)	24,138,874	1.454

前掲『朝鮮経済年報(昭和15年版)』,「附録二 朝鮮重要経済統計」,8頁より作成。

南北道,全羅南北道,慶尚南北道),のなかでは,忠清北道(1.582石)につぐ高さであった(1.550石)。つまり,全羅北道は,朝鮮における高位水田生産力地帯の代表であった,といえるのである。

以上のことから,全羅北道が朝鮮屈指の水田中核地帯であり,また,高位生産力地帯であることが判明したのであるが,では,全羅北道は,朝鮮の代表的な地主密集地帯として,どのような特徴をもっていたのであろうか。

いま,30町歩以上地主の所有規模別・民族別戸数をみると(第4表),全羅北道は,全羅南道について日本人大地主の群居地帯であり,とくに,朝鮮地主制の象徴である千町歩以上巨大地主数では,全羅南道をぬいて朝鮮第一位であった⁽²⁾。しかし,朝鮮人大地主数は,それ程多くなかった。全羅北道の30町歩以上大地主(日本人・朝鮮人地主)の所有する面積は,全羅南道,黄海道につぐ第三位の広さであった。これらのことから,全羅北道は,全羅南道と並ぶ朝鮮地主制の堡壘を形成する大地主地帯であった,といえるのである。

第4表 朝鮮における30町歩以上地主の道別・所有規模別・民族別戸数と所有面積（1930年）

(単位：戸，町)

	30～50町		50～100		100～500		500～1,000		1,000～		計		所有面積		
	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	
京畿道	19	369	18	147	26	116	2	8	2	2	67	642	16,014	53,786	69,800
忠清北道	11	124	3	31	4	10	-	-	-	18	165	1,617	8,678	10,295	
忠清南道	33	168	26	135	21	72	2	3	2	84	380	15,080	31,754	46,834	
全羅北道	31	119	38	134	45	82	9	4	10	(133)	341	43,154	29,482	72,636	
全羅南道	63	157	52	158	67	100	6	7	7	(195)	423	45,545	43,753	89,298	
慶尙北道	20	31	19	89	10	40	-	3	2	51	163	9,185	16,130	25,315	
慶尙南道	43	175	45	168	23	86	2	4	3	116	433	19,600	34,055	53,655	
黄海道	24	329	20	172	22	86	3	-	6	75	588	40,476	42,634	83,110	
平安南道	8	107	11	197	7	75	1	2	1	28	383	4,982	34,107	39,089	
平安北道	4	73	6	120	9	45	1	-	1	21	238	7,695	22,610	30,305	
江原道	15	135	12	57	8	35	1	1	2	38	228	8,666	12,184	20,850	
咸鏡南道	11	120	12	20	5	9	-	-	1	29	149	3,187	9,473	12,660	
咸鏡北道	8	14	8	10	4	4	-	-	-	20	(28)	29	1,503	2,324	3,827
計	290	1,921	270	1,439	246	760	27	32	37	10	870	4,162	216,704	340,970	557,674

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

1. 所有地に耕地以外を含むかどうかは不明。

2. () 内は原数字を集計したもの。

3. 白頭山人「統治25年朝鮮經濟の問答」, 246～247頁（『改造』, 1935年11月号）より。

第5表 朝鮮における道別・自小作別農家戸数と割合 (1938年)

(単位：戸，%)

	自作農		自小作農		小作農		農家総戸数
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	
京畿道	18,610	7.6	54,013	22.0	166,815	68.0	245,251
忠清北道	17,036	12.4	29,491	21.4	84,232	61.1	137,938
忠清南道	18,607	8.3	51,132	22.9	143,499	64.4	222,998
全羅北道	11,442	4.8	40,373	17.0	162,691	68.7	236,969
全羅南道	76,469	18.9	96,533	23.9	202,285	50.1	403,903
慶尚北道	74,175	20.8	107,419	30.1	160,321	44.9	356,877
慶尚南道	44,856	15.2	87,923	29.8	149,332	50.6	295,327
黄海道	37,292	15.1	56,591	22.9	146,045	59.1	247,048
平安南道	43,417	24.1	41,869	23.3	88,613	49.3	179,852
平安北道	51,679	24.3	29,902	14.1	114,812	54.0	212,447
江原道	51,095	20.8	63,781	26.0	101,528	41.4	245,505
咸鏡南道	64,998	34.3	50,738	26.8	50,017	26.4	189,441
咸鏡北道	42,754	54.2	19,555	24.8	13,245	16.8	78,836
計	552,430	18.1	729,320	23.9	1,583,435	51.9	3,052,392

1. 農家総戸数のなかには、自作農、自小作農、小作農のほか、純火田民と農業労働者を含む。
2. 前掲『朝鮮経済年報(昭和15年版)』、「附録二 朝鮮重要経済統計」, 9頁より作成。

このように、全羅北道が朝鮮の典型的な大地主地帯であったがために、この大地主の支配下にあった小作農家も多数であった(第5表)。全羅北道における小作農家戸数は、全羅南道、京畿道につぐ多さであったが、小作農家比率では、朝鮮でトップであった。つまり、小作農家比率は、朝鮮平均が51.9%であるにもかかわらず、全羅北道では68.7%で、農家総数の7割近い農家が小作農だったのである。これに対して、朝鮮における大地主密集地帯であった全羅南道では、50.1%という低率であった。

全羅北道の水田小作地率は、これまた、朝鮮最高の79.7%であった(第6表)。このことは、全羅北道という水田中核地帯の水田の8割近くが小作地であったことを示すものであり、全羅南道の67%を大きく凌駕するものであった。このことは何を意味するのであろうか。それは、全羅北道の地主が、その耕地所有の拠点を水田に置いたことを意味するものである。これを典型的

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

第6表 朝鮮における道別・自小作別水田面積と割合（1938年）

（単位：町，％）

	水 田 面 積		1932年の水田小作地率
	自 作 地	小 作 地	
京 畿 道	55,088.8 (25.8)	158,875.7 (74.2)	74.1
忠 清 北 道	23,155.9 (31.6)	50,240.5 (68.4)	67.5
忠 清 南 道	41,894.3 (24.8)	127,268.0 (75.2)	74.0
全 羅 北 道	35,680.1 (20.3)	139,810.2 (79.7)	79.7
全 羅 南 道	70,742.3 (32.6)	146,244.9 (67.4)	67.3
慶 尚 北 道	84,563.1 (42.0)	116,809.4 (58.0)	57.6
慶 尚 南 道	59,931.4 (32.9)	122,363.9 (67.1)	66.5
黄 海 道	41,804.2 (28.0)	107,397.4 (72.0)	73.8
平 安 南 道	34,031.2 (37.5)	56,794.7 (62.5)	64.4
平 安 北 道	30,373.5 (31.2)	67,148.4 (68.8)	63.7
江 原 道	40,541.9 (43.2)	53,253.4 (56.8)	54.8
咸 鏡 南 道	33,312.3 (50.3)	32,873.3 (49.7)	46.7
咸 鏡 北 道	12,823.9 (62.1)	7,820.9 (37.9)	34.3
計	563,942.9 (32.2)	1,186,900.7 (67.8)	67.4

1. 前掲『朝鮮経済年報（昭和15年版）』，「附録二 朝鮮重要経済統計」，6～7頁より作成。
2. 1932年の水田小作地率は，前掲『朝鮮米穀経済論』，77～79頁より。

に示すものが，日本人大地主の水田所有中心主義である。いま，日本人地主の水田所有比率をみると（第7表），1925年で89.9%，1929年で87.0%，1931年で87.7%であった。つまり，全羅北道で耕地を所有する日本人地主は，その所有耕地の9割近くを水田として所有していたのである（全羅南道では7割内外）。このように，全羅北道では，日本人地主の所有耕地のほとんどが水田だったのである。これは，地主的土地所有の最大の経済的目的である高額高率小作料の取得が，水田所有において最も容易に実現しうるからである。

ところで，全羅北道地主制の最大の特徴は，この地主制の中核が日本人地主制であることを典型的に示していることである。いま，各道における日本人地主所有耕地（小作地）面積の小作地総面積に対する割合をみると（第8表），全羅北道では2割内外を占め，朝鮮ではトップの高さであった。全羅北道につぐ高さを示しているものは，17%内外を占める全羅南道であった。また，

第7表 朝鮮における30町歩以上耕地所有日本人地主の道別・田畑別所有地割合(1925, 1929, 1931年)

(単位：%)

	1925年		1929年		1931年	
	田	畑	田	畑	田	畑
京畿道	73.9	26.1	79.4	20.6	68.5	31.5
忠清北道	68.9	31.1	37.1	62.9	62.5	37.5
忠清南道	76.5	23.5	79.5	20.5	70.8	29.2
全羅北道	89.9	10.1	87.0	13.0	87.7	12.3
全羅南道	69.1	30.9	72.8	27.1	71.2	28.8
慶尚北道	53.9	46.1	57.2	42.8	58.2	41.8
慶尚南道	79.8	20.2	74.3	25.7	77.2	22.8
黄海道	41.7	58.3	34.9	65.1	48.8	51.2
平安南道	44.4	55.6	47.5	52.5	37.6	62.4
平安北道	100.0	—	99.4	0.6	84.0	16.0
江原道	20.4	79.6	65.8	34.2	35.1	64.9
咸鏡南道	67.5	32.5	23.7	76.3	19.6	80.4
咸鏡北道	—	—	100.0	—	12.0	88.0
平均	70.6	29.4	68.4	31.6	68.9	31.1

1. 1931年は100町歩以上日本人地主の所有地割合である。
2. 東洋拓殖会社所有地は除く。
3. 拙著『増補 日本帝国主義と旧植民地地主制』(1989年), 82頁より。

日本人地主に所属する朝鮮人小作農家の小作関係農家に対する道別割合をみると(第9表), 全羅北道は28.9%であり, これは, 全羅南道の35.9%について朝鮮第二位であった。以上のことだけをみても, 日本人地主制が, 全羅北道地主制のなかで, まさに, 根幹的地位を占めていたことが確認できるのである。

さいごに, 1930年代における全羅北道地主制の動向を検討してみよう(第10表)。

全羅北道における耕地小作地割合は, 1930年代前半期には一貫して増大し(1929年74.3%から1936年79.4%に増加), 1937年以降若干低下している。水田小作地割合は, 耕地小作地割合とほぼ同一の傾向を示し, 1929年の78.3%から1936年の81.0%へと増大し, それ以降, 80%台に停滞している。小作農家

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

第8表 日本人地主所有耕地面積の小作地総面積に対する道別構成（1929, 1931年）
（単位：町，％）

	1929年			1931年		
	日本人地主 所有面積(A)	小作地総面 積(B)	(A)/(B)	日本人地主 所有面積(C)	小作地総面 積(D)	(C)/(D)
京畿道	8,282.8	270,974.5	3.1	13,942.0	274,467.6	5.1
忠清北道	375.9	102,091.8	0.4	475.0	103,267.9	0.5
忠清南道	5,889.3	167,593.1	3.5	12,142.0	169,923.9	7.2
全羅北道	32,027.4	175,221.5	18.3	40,704.0	178,661.4	22.8
全羅南道	34,967.4	213,449.7	16.4	39,517.0	222,146.2	17.8
慶尚北道	1,887.8	207,008.6	0.9	2,747.0	213,199.5	1.3
慶尚南道	5,669.3	171,097.5	3.3	14,999.0	172,964.1	8.7
黄海道	29,111.0	350,867.1	8.3	30,984.0	351,231.5	8.8
平安南道	1,744.9	214,827.5	0.8	3,931.0	217,696.1	1.8
平安北道	5,140.7	228,481.7	2.3	7,147.0	231,305.3	3.1
江原道	7,804.8	156,443.9	5.0	7,259.0	155,169.5	4.7
咸鏡南道	762.1	126,156.8	0.6	1,857.0	134,631.7	1.4
咸鏡北道	58.3	37,438.6	0.2	642.0	40,908.1	1.6
計	133,721.7	2,421,652.3	5.5	176,346.0	2,465,572.8	7.2

1. 1929年の日本人地主所有耕地面積は30町歩以上地主の所有面積であり、東洋拓殖会社は含まれていない。1931年のそれは、100町歩以上地主の所有面積であり、東洋拓殖会社を含む。
2. 朝鮮総督府『朝鮮の農業』（1932, 1933年）の「内地人農事経営者調」（名簿）、朝鮮総督府『朝鮮農地年報（第一輯）』（1940年）、110～120頁より作成。

割合は、68.1%から73.8%の間で増減をくりかえしているが、全体としては、微弱ながらであるとはいえ低下傾向を示している。地主戸数割合は一貫して増大し、1933年の6.5%から1939年の9.6%へと増加した。

以上、要するに1930年代の全羅北道地主制は、同時期における朝鮮地主制の一般的動向と同じく、後退ないし衰退の傾向にあったということとはできず、1920年代にひきつづいて拡大ないし強化の過程にあった、ということができよう。

次項では、この1930年代における全羅北道地主制の拡大・強化過程＝進展状況を郡別検討を通じて明らかにしてみよう。

第9表 日本人地主に所属する朝鮮人小作農家の小作関係農家に対する道別構成 (1930年) (単位：戸，%)

	小作関係農家(A)	日本人地主に所属する朝鮮人小作農家(B)	(B)/(A)
京畿道	205,702	20,468	10.0
忠清北道	115,738	8,015	6.9
忠清南道	146,856	28,824	19.6
全羅北道	208,912	60,450	28.9
全羅南道	238,469	85,532	35.9
慶尙北道	276,415	29,229	10.6
慶尙南道	229,883	40,128	17.5
黄海道	184,746	25,729	13.9
平安南道	118,798	3,969	3.3
平安北道	131,832	4,443	3.4
江原道	130,684	8,525	6.5
咸鏡南道	83,433	3,877	4.6
咸鏡北道	21,638	1,105	5.1
計	2,093,106	320,294	15.3

1. 小作関係農家とは、自作兼小作農家と純小作農家を合計したものである。
2. 朝鮮総督府編『朝鮮ノ小作慣行(下巻)』(1932年)「続編 其ノ他小作ニ関スル重要事項」78~79, 113~122頁より作成。

第10表 全羅北道における耕地(田畑)小作地割合、水田小作地割合、小作農家割合および地主戸数割合の推移 (1929~1939年) (単位：%)

	耕地小作地割合	水田小作地割合	小作農家割合	地主戸数割合
1929年	74.3	78.3	69.5	...
1930	75.6	78.9	70.8	...
1931	76.0	79.2	71.3	...
1932	76.8	79.8	73.8	...
1933	77.1	79.9	70.0	6.5
1934	77.3	80.2	69.7	7.4
1935	77.2	80.1	70.3	7.4
1936	79.4	81.0	69.6	8.2
1937	74.5	80.6	69.3	8.4
1938	77.1	80.1	68.7	9.0
1939	77.3	80.0	68.1	9.6

前掲『朝鮮農地年報(第一輯)』, 112~113, 124, 143頁より作成。

注

- (1) 1930年代の朝鮮地主制が拡大・強化という展開過程にあったことは、この地主制のもつ基本的矛盾——地主的土地所有と小作農民の対抗関係——が緩和されつつあったことを意味するものではなく、それとは、まさに逆に、植民地的・半封建的地主制のもつ固有の矛盾（民族的・階級的矛盾）は累積されつつあったのである。この矛盾・対抗関係の拡大を端的に表現するものが小作争議・農民運動の続発であった。1930年代における農民運動の展開状況について、くわしくは、拙著『日本帝国主義下の民族革命運動』（1973年）、209頁以下参照。
- (2) 全羅北道は、1930年に、千町歩以上日本人巨大地主数がトップであっただけでなく、1922、1925、1929、1931年もそうであった。くわしくは、前掲拙著『増補日本帝国主義と旧植民地地主制』、81、84頁参照。

二 全羅北道地主制の郡別特質

ここでは、1930年代における全羅北道地主制の具体的動向をみるために、全羅北道を平野部と山間部に大分類し、ついで、これらの地域を郡別に小分類して検討することにした。

全羅北道は、一般的には、道西部の平野部（1府7郡）と道東部の山間部（7郡）の二つの地域に分けられている⁽¹⁾。両地域における田畑別耕地面積割合をみると（第11表）、平野部では水田率が76.8%（最高86.9%、最低69.3%）という高率であり、山間部でも、その水田率は62.0%（最高76.8%、最低50.0%）という高率であった。このように、全羅北道各郡の水田率が5割以上であったために、道平均の水田率は、朝鮮最高の7割を占めたのである（1930年71.8%、1932年71.8%、1938年71.4%）。つまり、全羅北道は、道全体が朝鮮屈指の水田中核地帯だったのである。ために、久間健一は、全羅北道全体を朝鮮の代表的な稲作地域であると規定し、平野部を「平野部稲作地区」、山間部を「山間部稲作地区」、と分類した⁽²⁾。この農業経営地帯区分は、まことに妥当なものであるといえる⁽³⁾。

つぎに、全羅北道における平野部稲作地区と山間部稲作地区の反当米生産

第11表 全羅北道における郡別・田畑別耕地面積と割合 (1930年)

(単位：町，%)

				田		畑		計	
				実数	割合	実数	割合	実数	割合
平野部	群	山	府	2.5	11.2	19.8	88.8	22.3	100.0
	沃	溝	郡	15,525.7	86.9	2,334.0	13.1	17,859.7	100.0
	益	山	郡	22,347.7	80.4	5,453.6	19.6	27,801.3	100.0
	金	堤	郡	22,805.5	83.0	4,674.3	17.0	27,479.8	100.0
	全	州	郡	16,032.7	69.3	7,094.0	30.7	23,126.7	100.0
	井	邑	郡	19,283.0	72.7	7,235.6	27.3	26,518.6	100.0
	扶	安	郡	11,829.6	73.6	4,235.7	26.4	16,065.3	100.0
高	歙	郡	14,469.6	70.8	5,968.0	29.2	20,437.6	100.0	
		計	122,296.3	76.8	37,015.0	23.2	159,311.3	100.0	
山間部	錦	山	郡	5,404.5	50.0	5,415.5	50.0	10,820.0	100.0
	茂	朱	郡	3,983.9	53.6	3,448.2	46.4	7,432.1	100.0
	鎮	安	郡	6,375.2	59.6	4,324.4	40.4	10,699.6	100.0
	長	水	郡	5,428.2	68.7	2,472.7	31.3	7,901.9	100.0
	淳	昌	郡	7,231.0	62.2	4,399.5	37.8	11,630.5	100.0
	任	実	郡	7,275.6	54.2	6,154.7	45.8	13,430.3	100.0
	南	原	郡	14,001.7	76.8	4,221.8	23.2	18,223.5	100.0
		計	49,700.1	62.0	30,437.8	38.0	80,137.9	100.0	
合	計		171,996.4	71.8	67,452.8	28.2	239,449.2	100.0	

1. 未登録耕地を含む。

2. 全羅北道『全羅北道農業要覧』(1931年), 15~16頁より作成。

高をみると(第12表), 山間部の米生産高が平野部のそれに比べて高くなっている。この反当米生産高の相違をもたらした最大の要因は, 平野部では, 灌漑水田の比率が低く, 山間部では, それが高かったことである(第13表)。

では, 全羅北道において, 耕地の7割以上を占めた水田の小作地率は, どのような高さを示していたであろうか。

平野部稲作地区の水田小作地割合は83.1%(最高が全州郡の91.6%, 最低が高歙郡の77.8%)(第14表)であり, 山間部稲作地区では69.4%(最高が鎮安郡の85.6%, 最低が茂朱郡の59.1%)であった。このことは, 当然のこととはいえ, 平野

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

第12表 全羅北道における郡別の粳米反当生産高（1930年）

（単位：石）

				反当生産高	全道平均を100とした指数
平野部	沃益金全井扶高	溝山堤州邑安敞	郡郡郡郡郡郡郡	1.301	102.9
				1.221	96.6
				1.373	108.6
				1.100	87.0
				1.048	82.9
				1.285	101.7
				1.210	95.7
山間部	錦茂鎮長淳任南	山朱安水昌実原	郡郡郡郡郡郡郡	1.276	101.0
				1.303	103.1
				1.367	108.2
				1.201	95.0
				1.427	112.9
				1.212	95.9
				1.604	126.9
平均			1.264	100.0	

前掲『全羅北道農業要覧』, 102~103頁より作成。

第13表 全羅北道における郡別・灌溉天水別水田面積と割合（1930年）

（単位：町，%）

				灌溉水田	天水田	計
平野部	沃益金全井扶高	溝山堤州邑安敞	郡郡郡郡郡郡郡	12,143.6 (78.2)	3,383.3 (21.8)	15,525.9
				13,544.5 (60.6)	8,803.2 (39.4)	22,347.7
				15,618.7 (68.5)	7,186.8 (31.5)	22,805.5
				10,733.8 (67.0)	5,298.9 (33.0)	16,032.7
				13,086.5 (67.9)	6,195.5 (32.1)	19,283.0
				8,167.8 (69.1)	3,661.8 (30.9)	11,829.6
				5,205.9 (36.0)	9,263.7 (64.0)	14,469.6
山間部	錦茂鎮長淳任南	山朱安水昌実原	郡郡郡郡郡郡郡	4,543.2 (84.1)	861.3 (15.9)	5,404.5
				3,443.8 (86.4)	540.1 (13.6)	3,983.9
				5,915.9 (92.8)	459.3 (7.2)	6,375.2
				3,570.7 (65.8)	1,857.5 (34.2)	5,428.2
				4,886.1 (67.7)	2,336.0 (32.3)	7,222.1
				5,042.5 (69.3)	2,233.1 (30.7)	7,275.6
				7,416.0 (53.0)	6,585.7 (47.0)	14,001.7
計				113,319.0 (65.9)	58,666.2 (34.1)	171,985.2

1. 天水田とは降雨がなければ挿秧できない水田である。
2. 前掲『全羅北道農業要覧』, 30~31頁より作成。

部稲作地区での小作農家割合を高く（75~80%）し、山間部稲作地区でのそれを低く（50~70%）したのである（第15表）。

第14表 全羅北道における郡別の水田小作地面積と水田小作地割合（1930年）

（単位：町，％）

				小 作 地 面 積	小 作 地 割 合
平 野 部	沃 益 金 全 井 扶 高	溝 山 堤 州 邑 安 徹 計	郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡	12,662.6	81.6
				17,824.4	79.8
				19,069.7	83.6
				14,689.9	91.6
				15,854.6	82.2
				10,238.2	86.6
				11,256.2	77.8
				101,595.6	83.1
山 間 部	錦 茂 鎮 長 淳 任 南	山 朱 安 水 昌 実 原 計	郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡	3,990.1	73.8
				2,353.5	59.1
				5,455.8	85.6
				4,132.9	76.1
				5,216.9	72.2
				4,569.3	62.8
				8,749.5	62.5
				34,468.0	69.4
合 計			136,063.6	69.4	

前掲『全羅北道農業要覧』，17～18頁より作成。

第15表 全羅北道における郡別・自小作別農家戸数と割合（1930年）

（単位：戸，％）

				自 作 農	自作兼小作農	小 作 農	計
平 野 部	群 沃 益 金 全 井 扶 高	山 溝 山 堤 州 邑 安 徹	府 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡	3 (17.7)	4 (23.5)	10 (58.8)	17
				377 (3.1)	2,529 (21.1)	9,078 (75.8)	11,984
				480 (2.4)	3,857 (19.5)	15,478 (78.1)	19,815
				612 (3.1)	3,770 (19.2)	15,284 (77.7)	19,666
				523 (2.2)	4,407 (18.6)	18,778 (79.2)	23,708
				575 (2.3)	5,201 (21.0)	18,970 (76.7)	24,746
				437 (3.0)	2,533 (17.6)	11,456 (79.4)	14,426
				560 (3.0)	3,973 (21.4)	14,040 (75.6)	18,573
山 間 部	錦 茂 鎮 長 淳 任 南	山 朱 安 水 昌 実 原	郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡	655 (5.3)	2,997 (24.2)	8,713 (70.5)	12,365
				581 (7.1)	2,544 (31.0)	5,087 (61.9)	8,212
				352 (3.1)	2,769 (24.2)	8,312 (72.7)	11,433
				678 (7.7)	2,775 (31.6)	5,330 (60.7)	8,783
				1,729 (12.8)	5,176 (38.3)	6,611 (48.9)	13,516
				1,068 (7.7)	5,163 (37.4)	7,589 (54.9)	13,820
				2,168 (11.7)	6,745 (36.2)	9,733 (52.2)	18,646
				計	10,798 (4.9)	54,443 (24.8)	154,469 (70.3)

1. ()内は、当該郡農家総戸数中に占める自小作別農家戸数の割合である。

2. 前掲『朝鮮ノ小作慣行（下巻）』，「続編 其ノ他小作ニ関スル重要事項」，115頁より作成。

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

以上のことから確認できることは、全羅北道地主の盤踞した中心地域は、平野部稲作地区であった、ということである。こうして、地主的土地所有と零細小作経営の対抗関係が最も先鋭にあらわれた地域は、平野部水田地区であった、といえるのである⁽⁴⁾。

つぎに、全羅北道地主制の根幹を構成する50町歩ないし100町歩以上耕地所有地主を日本人地主と朝鮮人地主とに分けて、それぞれの大地主の存在形態と推転過程を検討してみよう。

まず、1930年と1939年における50町歩以上耕地所有日本人地主の戸数と所有耕地面積を対比してみよう（第16表）。

地主戸数は、1930年の77戸から1939年の97戸へと26.0%増加し、所有耕地面積も、1930年の40,884.0町歩から1939年の43,528.3町歩へと6.5%増加した。つまり、全羅北道地主制の根幹を形成する50町歩以上耕地所有地主は、1930年代を通じてその戸数と所有耕地をともに増大させていたのである。これは、全羅北道における日本人地主制が、1930年代も、拡大・強化されてい

第16表 全羅北道における50町歩以上耕地所有日本人地主の所有規模別戸数と所有面積（1930, 1939年）

（単位：戸，町）

	日本人地主数		所有耕地面積	
	1930年	1939年	1930年	1939年
50～100町	19	40	1,506	2,809.2
100～200	21	22	2,909	2,870.2
200～300	11	11	2,804	2,713.2
300～500	7	6	2,806	2,583.1
500～700	6	2	3,622	1,330.4
700～1,000	3	4	2,384	3,192.0
1,000～	10	12	24,853	28,030.2
計	77	97	40,884	43,528.3

1. 1930年は、農林省京城米穀事務所群山出張所『全羅北道・全羅南道地主調（昭和5年末現在）』（1930年）より作成。
2. 1939年は、全羅北道農村振興課『全羅北道大地主調』（1939年4月）より作成。

第17表 全羅北道における100町歩以上耕地所有朝鮮人地主の所有規模別戸数と所有面積（1930, 1939年）

（単位：戸，町）

	朝鮮人地主数		所有耕地面積	
	1930年	1939年	1930年	1939年
100～200町	48	67	6,590	9,180.1
200～300	16	10	3,824	2,453.9
300～500	9	9	3,229	3,467.4
500～700	2	3	1,123	1,838.8
700～1,000	2	1	1,460	719.5
1,000～	1	1	2,296	1,908.1
計	78	91	18,522	19,567.8

前掲『全羅北道・全羅南道地主調（昭和5年末現在）』、『全羅北道大地主調』より作成。

たことを意味するものである。

この日本人地主戸数と所有耕地面積の増加状況を所有規模別にみると、地主戸数、所有面積ともに、50～100町歩地主層と700町歩以上地主層が増大している。とくに、地主戸数では前者が、所有面積では後者が、顕著な増加を示している。この50～100町歩地主数の激増は、50町歩以下層の地主が、その所有規模を拡大して50～100町歩地主層に上昇したことを意味するものである。

このように、1930年代における全羅北道の日本人地主制の動向として特徴的なことは、50町歩以上地主のなかで、最小所有規模の地主層と最大所有規模の地主層とがその勢力を強化し、両者の中間に位置する地主層が停滞傾向を示していた、ということである。つまり、50町歩以上の日本人地主は、全体として、その勢力を強化しつつあったのであるが、とくに、700町歩以上巨大地主の勢力強化が顕著だったのである。

つぎに、100町歩以上耕地所有朝鮮人地主の戸数と所有耕地面積の推移をみてみよう（第17表）。

100町歩以上朝鮮人地主は、その地主数を1930年の78戸から1939年の91戸へと16.7%増加し、その所有耕地面積を1930年の18,522.0町歩から1939年

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

の19,567.8町歩へと5.7%増大させている。このことは、全羅北道における朝鮮人地主制が、1930年代も、拡大・強化しつつあったことを意味するものである。

この朝鮮人地主戸数と所有耕地面積の増加状況を所有規模別にみると、地主戸数においては、100町歩以上地主のうちの最下層である100～200町歩地主層において、その増加が顕著であった（48戸から67戸へ増加）。これは、100町歩以下の朝鮮人地主層が、その所有規模を拡大して100～200町歩地主層へ上昇したことによるものである。200町歩以上地主層では、500～700町歩地主層で僅かに1戸だけ増加しているのを除けば、停滞ないし減少傾向を示している。そして、所有耕地面積の動向は、地主戸数の動向とほぼ軌を一にしている。すなわち、100～200町歩地主層において所有面積を増大させているが、200町歩以上地主層では、所有面積を減少ないし停滞させている。

以上、1930年代における日本人地主と朝鮮人地主の動向を検討したのであるが、両者の動向には共通点もあれば相違点もある。共通点としては、両者ともに、地主戸数と所有面積を増大させている、ということである。このことは何を意味するか。それは、全羅北道地主制の根幹をなす50町歩ないし100町歩以上地主層が、その勢力を強化させつつあった、ということである。つまり、全羅北道地主制は、民族別にみても、1930年代を通じて停滞ないし凋落の傾向を辿っていたのではなく、上昇傾向を辿っていたということである。

両者の相違点は、日本人地主の場合には、700町歩以上の巨大地主層が、その勢力を強化していたのであるが、朝鮮人地主の場合には、100～200町歩地主層のみが強化され、200町歩以上の地主層は、おしなべて、その勢力を停滞ないし減退させていたのである。つまり、日本人地主の場合には、大規模地主がその勢力を拡大・強化していたのであるが、朝鮮人地主の場合には、この傾向がみられなかったのである。

このことは、1930年代の全羅北道地主制のなかで、日本人巨大地主が、いかに強大な勢力を保持していたかを証明するものであり、また、全羅北道地主制のなかで、中核的地位を占めていたものが、ほかでもなく、日本人地主

第18表 全羅北道における50町歩以上耕地所有日本人地主の土地所在郡別・
所有規模別戸数 (1928, 1939年)

(単位：戸)

		50～100町		100～500		500～1,000		1,000～		計	
		1928年	1939年	1928	1939	1928	1939	1928	1939	1928	1939
平 野 部	群山府	—	—	3	—	1	—	—	—	4	—
	沃溝郡	2	10	5	7	3	2	2	2	12	21
	益山郡	5	8	8	5	2	1	6	6	21	20
	金堤郡	1	4	6	8	3	2	1	2	11	16
	全州郡	1	—	3	3	—	—	1	2	5	5
	井邑郡	4	2	3	4	—	1	—	—	7	7
	扶安郡	—	4	6	—	—	—	—	—	6	4
高敞郡	—	2	5	4	—	—	—	—	5	6	
山 間 部	錦山郡	—	3	3	3	—	—	—	—	3	6
	茂朱郡	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2
	鎮安郡	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
	長水郡	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
	淳昌郡	3	1	—	1	—	—	—	—	3	2
	任実郡	—	1	1	—	—	—	—	—	1	1
	南原郡	1	1	—	4	—	—	—	—	1	5
計	17	40	43	39	9	6	10	12	79	97	

1. 1928年は、全羅北道農務課『内鮮人地主所有地調』（1928年10月）より作成。
2. 1939年は、前掲『全羅北道大地主調』より作成。

制であったことを物語るものである。

さらに、日本人地主の強大性を証明するものの一つとして上げられることは、1939年における千町歩以上日本人巨大地主12人の所有する耕地面積28,030.2町歩が、同年における100町歩以上朝鮮人地主91人の所有する耕地面積19,567.8町歩の1.43倍であった、ということである。このことは、全羅北道地主制のなかで、日本人地主制がいかに強靱な存在物であったかを示すものとして注目に値する。

では、全羅北道地主制の根幹を構成する50町歩ないし100町歩以上地主は、全羅北道のどのような地域・郡に耕地を所有していたであろうか。

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

第19表 全羅北道での日本人地主に所属する朝鮮人小作農家の小作関係農家中に占める郡別割合（1930年）

（単位：戸，％）

			小作関係農家 (A)	日本人地主に所 属する朝鮮人小 作農家 (B)	(B)/(A)
平 野 部	群 山 府		14	189	...
	沃 溝 郡		11,607	7,144	61.6
	益 山 郡		19,335	10,016	51.8
	金 堤 郡		19,054	10,487	55.0
	全 州 郡		23,185	8,051	34.7
	井 邑 郡		24,171	5,622	23.3
	扶 安 郡		13,989	4,599	32.9
	高 敞 郡		18,013	4,246	23.6
山 間 部	錦 山 郡		11,710	2,007	17.1
	茂 朱 郡		7,631	675	8.9
	鎮 安 郡		11,081	975	8.8
	長 水 郡		8,105	787	9.7
	淳 昌 郡		11,787	1,657	14.1
	任 実 郡		12,752	1,088	8.5
	南 原 郡		16,478	2,907	17.6
計			208,912	60,450	28.9

1. 小作関係農家とは、自作兼小作農家と小作農家の合計したものである。
2. 前掲『朝鮮ノ小作慣行（下巻）』、「統編 其ノ他小作ニ関スル重要事項」, 81, 115頁より作成。

まず、50町歩以上日本人地主が、どのような地域・郡に耕地を所有していたか、そして、これらの耕地所有地域・郡は、1930年代はどのような変化を惹起したか、を検討してみよう（第18表）。

50町歩以上日本人地主は、全羅北道の平野部水田地区に集中的に耕地を所有していた。そして、この平野部での耕地集中は、1930年代を通じて強化されたのである。さらに、日本人地主は、平野部水田地区で耕地所有を拡大しただけでなく、それ以上に、山間部水田地区にも進出して土地所有を拡大した。

全羅北道平野部で日本人地主の群居した郡は、益山郡、沃溝郡、金堤郡の

第20表 全羅北道における千町歩以上耕地所有日本人地主

地主名	田			畑	
	1928年	1931年	1939年	1928年	1931年
東洋拓殖会社裡里支店	8,725.6	7,590.0	6,563.9	819.9	675.0
熊本利平	2,750.3	2,721.0	2,907.5	188.0	192.0
多木彖次郎	2,455.0	2,370.0	2,519.0	61.0	67.0
右近商事会社南鮮出張所	2,013.7	2,059.0	2,287.6	79.4	791.0
東山農事会社全北出張所	1,313.3	1,328.0	1,290.9	217.0	242.0
石川県農事会社	1,412.1	1,471.0	1,662.5	74.2	64.0
細川護立	1,183.1	1,293.0	1,265.8	172.2	115.0
二葉社	1,028.5	1,026.0	1,023.0	193.6	191.0
不二興業会社全北農場	1,000.4	1,844.0	2,496.9	124.0	124.0
大橋与市	944.4	927.0	967.0	103.9	119.0
島谷八十八	233.4	1,151.0	1,534.5	45.3	165.0
東津農業会社	1,600.0
計	23,059.8	23,780.0	26,118.6	2,078.5	2,745.0

1. 耕地所在郡は、1931年時点のものである。
2. 1928年は、前掲『内鮮人地主所有地調』、1931年は、朝鮮総督府『朝鮮の農業』（1933年）、

3郡であり、これらの郡には、千町歩以上巨大地主が密集していた。このことは、これら3郡で、小作関係農家の5～6割が日本人地主の強力な支配下にあったことから明白なことである（第19表）。これに対して、井邑郡、扶安郡、高敞郡の3郡には、500町歩以下の日本人地主しか存在しなかった。このように、千町歩以上巨大地主の盤踞していた平野部3郡と、500町歩以下地主しか存在しなかった平野部3郡とは画然とした相違があったのである。全州郡は、両者の中間的性格をもつ郡であった、といえるのではなかろうか⁵⁾。

では、どうして、全羅北道平野部の益山郡、沃溝郡、金堤郡の3郡に日本人地主の耕地所有が集中したのであろうか。それは、これらの3郡が、全羅北道における水田率最高の代表的な水田地帯であった（前出第11表）ために、地主的土地所有の最大の経済的目的である高額高率小作料の取得が最も容易だったからである。

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

の所有面積と耕地所在郡（1928, 1931, 1939年）

（単位：町）

1939年	計			耕地所在郡
	1928年	1931年	1939年	
526.3	9,545.5	8,265.0	7,090.2	全羅北道内各郡
92.9	2,938.3	2,913.0	3,000.4	沃溝, 益山, 金堤, 井邑, 全州
28.0	2,516.0	2,437.0	2,547.0	益山, 金堤, 井邑
120.2	2,093.1	2,850.0	2,407.8	益山, 全州, 金堤, 扶安, 井邑
194.6	1,530.3	1,570.0	1,485.5	全州, 金堤, 益山
97.7	1,486.3	1,535.0	1,760.2	扶安, 井邑, 金堤
110.5	1,355.3	1,408.0	1,376.3	益山, 全州, 金堤
186.0	1,222.1	1,217.0	1,209.0	沃溝, 全州, 鎮安, 益山
194.2	1,124.4	1,968.0	2,691.1	扶安, 高敞, 全州, 益山, 沃溝,
129.0	1,048.3	1,046.0	1,096.0	金堤, 井邑
208.2	278.7	1,316.0	1,742.7	益山, 金堤, 沃溝
24.0	1,624.0	沃溝, 益山, 金堤
1,911.6	25,138.3	26,525.0	28,030.2	金堤

「内地人農事経営者調」, 1939年は, 前掲『全羅北道大地主調』, より作成。

山間部稲作地区で日本人地主の進出していた郡は, 1928年では錦山郡と淳昌郡であり, これらの郡では, 日本人地主の支配下にある小作関係農家が, 小作関係農家総数の14~17%を占めていた。そして, 1939年には, 山間部稲作地区の全郡に日本人地主が進出するに至った。つまり, 日本人地主は, 1930年代末には, その耕地所有を平野部で拡大するのみならず, 山間部でも増大させたのである。しかし, ここで注意すべきことは, 山間部に進出した日本人地主は, そのすべてが500町歩以下の地主であって, 500町歩以上の地主が1人もいなかった, ということである。

全羅北道における日本人地主制検討のさいごとして, この地主制の象徴である千町歩以上地主の動向として特徴的なことを三つだけ指摘しておきたい(第20表)。

第一に, 1930年代では, 千町歩以上日本人地主による耕地所有は, そのほとんどが水田所有であった, ということである。つまり, 1931年には, 所有

耕地のうち、水田が89.7%を占めていたが、1939年には93.2%に増加した。これは、千町歩以上日本人地主の1939年における水田所有面積が、1931年のそれに比して9.8%も増加したためである。これに対して、千町歩以上日本人地主の畑所有面積は、同時期に30.4%も減少し、ために、所有耕地中に占める畑割合は、10.4%から6.8%に急減した。全羅北道稲作地区で水田比率の最高であった沃溝郡でも、その水田比率は86.9%（前出第11表）であったのであるから、千町歩以上日本人地主の所有水田比率が93.2%であったというのは、これらの日本人地主が水田所有にいかに関心していたかを明示するものとして注目に値する。

第二に、1928年における千町歩以上日本人地主のうち、1939年に、その水田所有面積を減少させているのは東洋拓殖会社だけであって（東山農事会社は停滞）、それ以外の日本人巨大地主は、すべて、その水田所有面積を大幅に増大させていた、ということである。つまり、個々の千町歩以上日本人地主をとってみても、かれらは、1930年代を通じて強靱な存在を示していたのである。

第三は、千町歩以上日本人地主を全体としてみても、1930年代には所有耕地を拡大し、朝鮮人小作農に対する搾取を強化していた、ということである。千町歩以上日本人地主は、その所有耕地を、1931年には1928年に比して5.5%、1939年には1931年に比して5.7%、増加させていた。つまり、千町歩以上日本人地主は、1930年代を通じて独占的な巨大土地所有者＝米作巨大小作制農場経営者として、朝鮮人零細小作経営者に君臨していたのである。

以上のような全羅北道地主制の象徴である千町歩以上日本人地主の強靱な存続は、たんなる日本人地主制の拡大・強化を意味するものではなく、日本人地主制を主軸にした全羅北道地主制が、1930年代を通じて強力な展開を示していたことを物語るものである。

つぎに、朝鮮人地主が、全羅北道のどのような地域・郡に耕地を所有していたかを検討してみよう（第21表）。

朝鮮人地主は、日本人地主と同じく、その多くが平野部稲作地区に進出し

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

第21表 全羅北道における100町歩以上耕地所有朝鮮人地主の土地所在郡別・所有規模別戸数（1928, 1939年）

（単位：戸）

		100～200町		200～300		300～500		500～700		700～1,000		1,000～		計	
		1928年	1939年	1928	1939	1928	1939	1928	1939	1928	1939	1928	1939	1928	1939
		平野部	群山府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	沃溝郡	2	1	—	1	1	—	1	—	—	1	—	—	4	3
	益山郡	3	8	4	4	2	—	1	—	—	—	1	1	11	13
	金堤郡	4	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	3
	全州郡	6	19	1	1	2	—	—	—	1	—	—	—	10	20
	井邑郡	5	9	2	—	1	2	—	—	—	—	—	—	8	11
	扶安郡	2	4	1	1	1	2	—	—	—	—	—	—	4	7
	高敞郡	5	8	2	2	2	3	—	1	1	—	—	—	10	14
山間部	錦山郡	9	—	3	—	1	—	1	—	—	—	—	—	14	—
	茂朱郡	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
	鎮安郡	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1
	長水郡	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	淳昌郡	2	2	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	3	4
	任実郡	3	3	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	4	4
	南原郡	2	5	2	—	—	—	—	2	—	—	—	—	4	7
	計	48	67	17	10	10	9	3	3	2	1	1	1	81	91

1928年は、前掲『内鮮人地主所有地調』、1939年は、前掲『全羅北道大地主調』より作成。

ていた。しかし、日本人地主と相違する点があった。それは、つぎの三つである。

すなわち、(イ)日本人地主のように、その圧倒的多数が平野部に進出していたのではなかったこと、(ロ)平野部でも、日本人地主のような大規模な耕地所有者ではなかったこと、(ハ)平野部への進出は、日本人地主に比して極めて積極的であったこと、などである。

朝鮮人地主進出の顕著な平野部稲作地区は、全州郡、高敞郡、井邑郡、益山郡の四つの郡であり、これらの4郡に進出した朝鮮人地主は、平野部に進出した朝鮮人地主の7～8割を占めていた。

朝鮮人地主のなかで山間部稲作地区へ進出したものは、それ程多くなかつ

た。ここで注意すべきことは、山間部へ進出した朝鮮人地主戸数が、1928年の30戸から1939年20戸へと減少していることである。これは、朝鮮人地主の平野部への進出が、1928年の51戸から1939年の71戸へと増加していたことと対照的なことである。1930年代には、朝鮮人地主は、山間部稲作地区での耕地所有拡大を断念して、平野部稲作地区での耕地所有増大に転じたのではなからうか。そうだとすれば、日本人地主が、1930年代には山間部でも、平野部と同じように耕地所有拡大を行なったことと対照的なことであり、これは、注目する必要があるであろう。

以上のことから確認できる朝鮮人地主制の存在形態の特徴は、朝鮮人地主の耕地所有の拠点が平野部稲作地区にあったこと、そして、この平野部での耕地所有が1930年代を通じて拡大されていたことである。つまり、全羅北道の朝鮮人地主制は、たしかに、山間部稲作地区では後退したが、しかし、ここでの後退以上に、平野部稲作地区で耕地所有を増大して強化されたのである。

注

(1) 全羅北道『全羅北道要覧』(1928年), 95頁。なお、平野部の全州郡は、1935年10月、全州府と完州郡に分離されたが、以下では、すべて、全州郡として取り扱うことにする。

全羅北道の地理的・気候的・人口的・農業的諸特徴について、くわしくは、前掲『朝鮮農業経営地帯の研究』, 207～211頁参照。

(2) 前掲『朝鮮農業経営地帯の研究』, 398, 403頁参照。なお、久間は、「山間部稲作地区」のなかに、忠清南道の舒川郡を入れている(同上書, 392頁)。

(3) 全羅北道の平野部稲作地区と山間部稲作地区の農業経営的特質について、くわしくは、同上書, 392～408頁参照。

(4) この対抗関係を端的に表現するものが小作争議である。全羅北道における郡別小作争議の展開状況について、くわしくは、前掲拙著『日本帝国主義下の民族革命運動』, 271～275頁, 前掲「朝鮮・全羅北道農業の構造変化」, 21～28頁参照。

(5) ここで注意すべきことは、この第18表は、日本人地主がいくつかの郡にその耕地を所有している場合、最も多く耕地を所有している郡のみが、耕地所在郡として集計されていることである。したがって、第18表は、日本人地主の土地所在郡を正確に示す統計であるとはいえない。この点については、第21表も同じで

ある。

三 全羅北道地主制進展の政治的・経済的要因

ここでは、1930年代の全羅北道地主制が後退傾向をとることなく、1920年代にひきつづいて拡大・強化傾向を持続したことの政治的・経済的要因について若干の検討を行なうことにする。

まず、政治的要因について。

1930年代において、朝鮮総督府が展開した農業政策、土地政策のなかで最大のものは、1934年10月から実施された朝鮮農地令であった⁽¹⁾。

この朝鮮農地令は、朝鮮総督府によって、当時の朝鮮小作制度の最大問題であった耕作権の極度な不安定性と高額高率小作料の問題に真正面からとりくんだ「総督政治始まって以来の『善政』」である、と自画自賛されたものである。しかし、朝鮮農地令のめざした耕作権の安定化とは、小作地の賃貸借期間を最低3年（永年作物については7年）と規定しただけであった。当時における不定期小作の小作期間は、3～5年というのが一般的慣行であった。したがって、小作期間を3年と規定したことは、現行の一般的慣行の最短期間を法的に確認したまでであって⁽²⁾、耕作権強化の措置ではなかったのである。

また、朝鮮農地令は、小作制度の核心をなす生産物の分配関係・高額高率小作料の適正化については、なんらの規定も設けていなかった⁽³⁾。つまり、植民地的・半封建的地主の朝鮮小作農民に対する強烈的な搾取については、なんらの改善策も提示していなかったのである。

朝鮮農地令による小作期間の法的規定は、小作農民の農業経営に対して一定の好影響を与える場合もあった。それは、耕作権の法的安定化によって農業集約化の増進、農業生産力の増大、という事態が発生したことである。しかし、問題は、この農業生産力増大の成果が小作農の利益につながらなかった、ということである。というのは、朝鮮農地令が、農産物の分配関係について、

なんらの規定も設けていなかったがために、農業生産力増大の果実は、すべて、小作料の増加という形で地主が独り占めすることになったからである。こうして、小作農の経済的窮乏状況は、ほとんど改善されなかったのである⁽⁴⁾。

このように、1930年代における朝鮮最大の農地政策であった朝鮮農地令の実施は、朝鮮地主制の歴史的特質である植民地的・半封建的性格の改善をめざすものではなく、それとはまさに逆に、植民地的・半封建的地主の民族的・階級的利益を制度的に保障するものであった⁽⁵⁾。こうした日本帝国主義の植民地地主制擁護政策の強力な展開が、全羅北道地主制の発展を政治的に支持することになったのは、いうまでもないことであろう。

つぎに、経済的要因について。

朝鮮地主制の進展に対して極めて重要な経済的役割を果たしたものは、(イ)小作料、(ロ)小作料率、(ハ)小作制農場経営の利益率、などの高さと、その動向である。

まず、全羅北道における反当小作料と小作料率が朝鮮のなかで、いかなる高さであったか、から検討してみよう(第22表)。

第22表 朝鮮稲作地帯における水田の地域別反当小作料、小作料率および小作料徴収法割合(1938年)

(単位：粍石，%)

	反当小作料	小作料率	小作料徴収法		
			定 租	打 租	執 租
京畿稲作地域	1.47	47.0	27.6	71.5	0.9
忠南稲作地域	1.54	47.7	41.1	46.4	12.5
全北稲作地域	1.58	45.4	77.2	8.9	13.9
平野部稲作地区	1.73	47.2	78.9	11.8	9.3
山間部稲作地区	1.43	43.5	75.4	6.1	18.5
慶北稲作地域	1.48	45.5	32.4	8.2	59.4
慶南稲作地域	1.64	50.3	72.6	18.3	9.1
全南稲作地域	1.31	44.3	67.4	1.5	31.1
多島海沿岸稲作地域	1.34	48.9	58.3	2.5	39.2

久間健一『朝鮮農業経営地帯の研究』(1950年)、528～529頁より。

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

1938年における朝鮮の稲作地帯のなかで、全羅北道の反当小作料は、慶尚南道稲作地域の1.64石につぐ高さの1.58石であって、朝鮮稲作地帯では第2位の高さであった。しかし、この全羅北道の反当小作料を平野部稲作地区と山間部稲作地区とに分けてみると、平野部は、朝鮮最高の1.73石であった。つまり、全羅北道地主制の中核地域であった平野部稲作地区では、水田小作料が朝鮮最高の高さだったのである。全羅北道地主制の牙城であった平野部稲作地区での、この小作料の高さが、全羅北道地主制進展の極めて大きな経済的条件であったことは、いうまでもないことであろう。

全羅北道の小作料率は45.4%であり、朝鮮稲作地帯のなかでは低率であった。しかし、全羅北道平野部稲作地区の小作料率は47.2%であった。この小作料率は、朝鮮稲作地帯のなかでは中位に位置するものであった。

全羅北道における小作料徴収法をみると、他の稲作地域と異なり、「定租」法（定額小作料制）が圧倒的割合を占めていた。この定租法は、「打租」法（刈分制）や「執租」法（検見制）に比較すると、前進的な小作料徴収法のように

第23表 朝鮮における中等水田の地方別実収小作料の推移（1928～1939年）

（単位：反当り石）

	朝鮮南部	朝鮮中部	朝鮮西部	朝鮮北部	平均
1928年	1.38	1.11	1.02	1.26	1.20
1929	1.26	1.17	1.08	1.14	1.17
1930	1.23	1.14	1.08	0.99	1.08
1931	1.32	1.17	1.02	0.99	1.17
1932	1.32	1.17	0.99	0.96	1.14
1933	1.26	1.14	1.05	0.96	1.14
1934	1.35	1.23	1.11	0.96	1.20
1935	1.29	1.23	1.14	1.02	1.20
1936	1.32	1.26	1.14	1.11	1.23
1937	1.35	1.29	1.20	1.14	1.26
1938	1.38	1.35	1.29	1.20	1.32
1939	1.38	1.38	1.25	1.20	1.35

1. 朝鮮南部とは慶尚南北道、全羅南北道、朝鮮中部とは忠清南北道、京畿道、朝鮮西部とは黄海道、咸鏡南北道、朝鮮北部とは江原道、平安南北道である。
2. 前掲『朝鮮農地年報（第一輯）』、160～161頁より。

みえるが（小作料が定額であるため、小作農の努力によって小作地の生産力が増大すれば、その果実のすべてを小作農が取得しうることになるからである）、しかし、全羅北道の場合には、けっしてそうではなかった。それは、地主が小作料を決める場合、小作契約期間中の小作地増収目標を定め、その計画収量の5割程度を定租としたからである⁽⁶⁾。つまり、定租制の場合、定額小作料の決定が、地主に極めて有利な架空の収量を基準にして行なわれたのであるから、この架空の収量＝増産目標収量に達しない小作農（小作農の多くはそうである）は、異常に高い小作料を徴収されることになる。したがって、全羅北道で一般化していた定租制は、地主の利益を保障する小作料徴収法ではあったが、けっして、小作農の経済的利益を擁護するものではなかったのである。

つぎに、全羅北道を含む朝鮮南部の中等水田実収小作料の動向をみると（第23表）、朝鮮南部の小作料は、1928～1939年間で、常に朝鮮全体の平均実収小作料よりも高かった。また、忠清南北道、京畿道などの朝鮮中部水田地帯の

第24表 石川県農業会社の反当小作料，利益率および株配当率の推移（1920～1934年）
（単位：斗，％）

	反当小作料(斗)	利 益 率	配 当 率
1920年	4.2	6.8	10.0
1921	5.8	32.7	25.0
1922	7.2	29.4	25.0
1923	7.7	36.1	30.0
1924	2.2	14.8	14.0
1925	7.0	47.4	40.0
1926	7.8	49.3	35.0
1927	8.5	29.0	30.0
1928	10.3	50.0	37.0
1930	10.1	21.5	20.0
1931	13.4	36.6	25.0
1932	13.1	36.6	30.0
1933	13.7	35.2	30.0
1934	14.9	73.4	48.0

1. 利益率は、純利益金の払込資本金に対する割合である。
2. 石川県農業会社の各年度「営業報告書」より作成。

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

実収小作料に比較しても、常に高額であった。この朝鮮南部の水田実収小作料は、1930年代の前半期には若干低減傾向にあったが、しかし、1930年代の後半期には、前半期を大きく凌駕する高さにまで回復するに至っている。以上のことから確認できることは、全羅北道を含む朝鮮南部水田地帯の実収小作料は、1930年代を通じて朝鮮最高の高さを保持していた、ということである。

さいごに、全羅北道における日本人地主制の強靱な存続の経済的要因をみるために、同道の千町歩以上日本人巨大地主の代表であった石川県農業会社の反当小作料、農場利益率、株配当率の推移を検討してみよう（第24表）。

石川県農業会社の反当小作料は、1920～1934年を通じて一貫して上昇していた。農場利益率は、1920年、1924年、1930年の3カ年間を除いて⁽⁷⁾3～5割の高率を保持していた。株配当率は、農場利益率の低かった3カ年間を除いて恒常的に2.5～4.0割の高率を保持し、高配当を行なっていた⁽⁸⁾。これらのことは、石川県農業会社が帝国主義者地主として、小作水田経営の妙味を植民地的に再現・拡大し歴大な農場収益を上げていたことを示すものである⁽⁹⁾。

全羅北道の日本人大地主は、石川県農業会社程ではないにしても、1930年代には高額高率の小作料を強権的に収奪して、耕地所有規模を拡大し、全羅北道地主制、いや、朝鮮地主制の中核としてその地位を確保・強化しつづけていたといえるであろう。

注

- (1) 朝鮮農地令に關説したすぐれた研究としては、田辺勝正「朝鮮に於ける小作問題と其の対策」（『社会政策時報』第183号、1935年12月）、久間健一「朝鮮に於ける小作問題の展開性」（『農業と経済』第4巻第6号、1937年6月）、がある。朝鮮農地令を本格的に検討した貴重な研究としては、宮田節子「『朝鮮農地令』——その虚像と実像——」（『季刊 現代史』第5号、1974年12月）がある。
- (2) 前掲「『朝鮮農地令』——その虚像と実像——」、52頁参照。
- (3) この点について、田辺勝正は、「……不当なる小作料の引上を防止し、小作料を合理化する為に、相当小作料に関する規定及び小作料以外の諸負担制限の規定を設くべき筈であるのに、農地令に於ては是等の規定なく……。」（前掲「朝鮮に於ける小作問題と其の対策」、92頁）、と批判していた。

- (4) 久間健一『朝鮮農政の課題』(1943年), 56~57頁参照。朝鮮農地令に対する高い評価が全くの虚構であったことについては, 前掲『朝鮮農地令』——その虚像と実像——, 50~55頁参照。
- (5) この点について, 久間健一は, 時代的制約もあって極めてひかえめではあるが, つぎのようにのべていた。すなわち, 「……農地令は, 地主の性格に対して或程度の譲歩を要求はしたもので, その譲歩は地主の農民支配の本質を侵害せざる程度のものであって, 地主の性格の本質的变化にまで及ぶものではない。この意味に於て農地令は地主の階級的利益の制限に対して, 未だ徹底せざる多くのものを含んであると言はねばならない。」(前掲「朝鮮に於ける小作問題の展開性」, 36~37頁), と。
- (6) 前掲「全羅北道に於ける農業経営の諸相」, 67頁参照。
- (7) 1920年の利益率激減は, 旱水害による大凶作と米価暴落によるものであり, 1924年のそれは, 旱害による大凶作のためであり, 1930年の利益率低下は, 水害による減収と米価の激落によるものであった(前掲拙著『増補 日本帝国主義と旧植民地地主制』, 343頁)。
- (8) 朝鮮における民間日本人地主として最大の耕地面積を所有した朝鮮興業会社の農場利益率, 株配当率は, 石川県農業会社に比較して格段の低さであった。朝鮮興業会社の小作制大農場経営について, くわしくは, 同上書, 150~161頁参照。
- (9) 石川県農業会社の小作制大農場経営について, くわしくは, 同上書, 312~343頁参照。

むすび

全羅北道は, 朝鮮の代表的な水田中核地帯であり, また, 朝鮮屈指の高位生産力地帯であった。これらのことは, 全羅北道が高額高率小作料の収奪に極めて適合的な農業地域であったことを意味する。

全羅北道は, 全羅南道と並ぶ朝鮮の典型的な大地主地帯であり, とくに, 朝鮮地主制の象徴である千町歩以上巨大地主の朝鮮における最大の群居地域であった。要するに, 全羅北道は, 全羅南道と並ぶ植民地地主制の牙城であった。ために, 全羅北道の小作農家割合は, 朝鮮平均が51.9%, 全羅南道が50.1%であったのに対して, 朝鮮最高の68.9%と, 農家の7割が小作農家で

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

あった。

朝鮮地主制の堡壘が水田地帯にあったことはいうまでもないことであるが、全羅北道の水田小作地率は、全羅南道の7割弱を大きく凌駕して朝鮮最高の8割であった。日本人大地主は、朝鮮水田地帯で、水田所有を中心にして耕地所有を拡大したため、全羅北道での日本人大地主の水田所有比率は、9割弱という異常な高さであった（全羅南道は7割内外）。つまり、全羅北道では、日本人大地主所有地のほとんどが水田だったのである。

こうした全羅北道地主制の朝鮮地主制のなかで占める根幹的地位は、1930年代を通じて堅持されていた。つまり、1930年代の全羅北道地主制は、朝鮮地主制の一般的動向と同じく、後退・衰退の傾向をとることなく、拡大・強化という展開過程にあった、といえるのである。

朝鮮屈指の水田地帯である全羅北道は、平野部稲作地区と山間部稲作地区に分けることができる。平野部での水田小作地比率は、8～9割（平均は83.1%）という異常な高さであり、山間部でも7割という高さであった。ために、平野部の小作農家割合は、8割という極端な高率を示していた。このことは、全羅北道地主の根幹を構成する大地主階級が、平野部稲作地区に群居し、そして、強大な農村支配力を保持していたことを意味するのである。

全羅北道地主制の基幹を形成する50町歩以上耕地所有日本人地主は、1930年代を通じて、その戸数と所有耕地をともに増大しつづけていた。つまり、全羅北道地主制の根幹を構成する日本人地主制は、1930年代を通じて拡大・強化という進展過程を辿っていたのである。とくに、700町歩以上巨大地主の勢力強化が顕著であった。

全羅北道地主制のなかで見逃すことのできない地位を占めていた朝鮮人地主制は、1930年代を通じて拡大・強化されていた。この朝鮮人地主制の動向で注目すべきことは、200町歩地主層を岐点にして、それ以上の所有地主層では、地主数、所有面積ともに停滞ないし減少して後退傾向をとり、それ以下の所有地主層では、地主数、所有面積ともに増加して強化傾向をとっていた、ということである。このように、朝鮮人地主のなかで、所有規模の大な

る地主程、停滞ないし後退傾向にあったということは、千町歩以上日本人巨大地主が拡大・強化過程にあったことと、まさに対照的である。

1930年代を通じて、日本人地主による耕地所有の拠点は、全羅北道の平野部稲作地区であり、そのなかでも、益山郡、沃溝郡、金堤郡の3郡は、日本人大地主の群居地帯であり、また、千町歩以上日本人地主の盤踞地帯でもあった。平野部の井邑郡、扶安郡、高敞郡には、500町歩以上の日本人地主が存在しなかった。つまり、これらの3郡は、日本人地主制の牙城ではなかった、といえる。

朝鮮人地主進出の拠点は、日本人地主と同じく平野部稲作地区であったが、その中心郡は、日本人地主と異なり全州郡、高敞郡、井邑郡、益山郡などであった。そして、重要なことは、平野部での朝鮮人地主による土地所有が、1930年代を通じて拡大されていた、ということである。山間部稲作地区では、朝鮮人地主による土地所有は減退したが、しかし、この減退以上に平野部稲作地区では耕地所有を拡大したのである。

全羅北道での日本人地主制は、平野部、山間部をとわず拡大・強化され、朝鮮人地主制は、山間部では若干後退したが、平野部では、それ以上に拡大・強化された。したがって、日本人地主制を基軸にして構成されていた全羅北道地主制は、1930年代を通じて退潮過程にあったということはできず、拡大・強化の進展過程にあった、といえるのである。

この1930年代における全羅北道地主制の進展を可能にした政治的要因としては、日本帝国主義の朝鮮支配権力が地主的土地所有の本質に迫まるような改革を全く実施しなかったこと（それは、朝鮮の植民地的・半封建的土地所有者が、日本帝国主義による朝鮮植民地支配のための民族的・階級的基盤であったためである）、経済的要因としては、地主的土地所有が経済的利益を獲得するための最大の条件である高額高率小作料の収奪を、日本帝国主義が権力的・制度的に保障したこと、が考えられる。とくに、全羅北道地主制の根幹を構成する日本人巨大地主の取得した反当小作料、小作制農場収益額、株配当額が、異常な高さであったことは注目に値する。

1930年代植民地（朝鮮）地主制の存在形態（浅田）

こうした政治的・経済的条件に支えられて、1930年代の全羅北道地主制は進展過程を辿ったのであるが、ここで重要なことは、この地主制の展開過程が、同時に、植民地的・半封建的地主制のもつ固有の矛盾である民族的・階級的矛盾を累積し、全羅北道地主制後退・凋落の諸要因を拡大しつつあった、ということである。